

# 鳥取砂丘におけるイベント等利用に関するガイドライン

## 1. はじめに

鳥取砂丘は山陰海岸国立公園内に位置し、明瞭な形の砂丘列の高低差（起伏）、すり鉢状の凹地、風の織りなす芸術、風紋や砂簾なども訪れる多くの観光客を魅了しています。戦後に本格的に植林された飛砂防備保安林の影響や外来植物の浸食等による草原化、さらには、海域からの砂の供給量の減少により、砂丘本来の美しい景観が損なわれるところとなり、その保全再生の取組として県民によるボランティア除草などが行われています。これらの取組により「砂の動く生きていく砂丘」の復元は着実に進められ現在に至っています。

一方、砂丘利用者のマナーの低下により、特に鳥取砂丘の景観のシンボルである通称“馬の背”斜面への落書き等を契機に、鳥取県は「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」を平成 21 年に制定し、県民をはじめとするすべての砂丘利用者が人々の協働により鳥取砂丘の保全と再生を推進し、適切な利用を増進することを通じて、その多面的価値の向上を図り、鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくこととしております。

条例制定を機に鳥取砂丘に関わる関係団体、地元、行政等で構成される鳥取砂丘再生会議（現 鳥取砂丘未来会議）を設立し、様々な人々と次世代につなげる取り組みを実施しています。

また、令和 2 年には「鳥取県生物多様性地域戦略」が策定され、鳥取砂丘をはじめとする鳥取県の生物多様性の保全、生態系サービスの持続可能な利用を推進することとしています。鳥取砂丘においても絶滅危惧種である動植物が生息しています。

近年、砂丘西側への関心の高まり、令和 2 年度から砂丘西側の利用を推進する「日本一のすなば」魅力まるごと事業を活用したイベント等が開始しています。また、令和 2 年 3 月には鳥取砂丘西側整備構想が改訂され、整備コンセプトとして「学びと遊び場の両立」等が目標に位置付けられています。なお、整備等に当たっては、砂丘の希少な野生動植物の生息に影響しないよう十分な対策が求められます（鳥取砂丘未来会議から上質化に関する提言）。

これらの状況を踏まえ、今後砂丘西側において利用頻度の増加、新たな利用が見込まれるためイベント等利用に関するガイドラインを定めることとします。

なお、ガイドラインの対象範囲は砂丘全体ですが、特に利用が見込まれる砂丘西側の国立公園特別地域を赤枠で示します。



## 2. 鳥取砂丘に係る指針等

### (1) 国立公園計画書における鳥取砂丘の概要

区域	地区の概要
特別保護地区 (131ha)	奥行きが深く、起伏に富んでおり、内陸的な砂丘景観を呈する、傑出した海岸砂丘である。海から石英砂が吹き上げられて堆積したもので、不規則に高低起伏が連なり、風紋、播鉢等で代表される内陸的砂丘に特徴がある。また、古砂丘に新砂丘が被覆する点や砂丘植物の群落が典型的に見られる点など、学術的に極めて重要である。厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。
第2種特別地域 (810ha)	鳥取砂丘特別保護地区の背後地である。集団施設地区として施設が集中的に整備されている。鳥取砂丘の南側には多鯰ヶ池がある。一帯は、砂丘地帯であり、砂丘地形が見られるが、内陸側にはラッキョウ畑、ナン畑も見られる。これらの良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。

### (2) 山陰海岸国立公園管理運営計画書（令和4年3月策定）

鳥取砂丘（砂丘地内）に係る管理運営方針（抜粋）

- ・現在の砂丘景観を維持するため、鳥取砂丘未来会議や関係機関が連携し、適切かつ効率的な保全事業を実施していく。
- ・快適な利用環境を維持するために、イベント、アクティビティ、ドローンの撮影等による砂丘地の利用にあたっては、車馬乗入れ規制区域や鳥取県の「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」等の諸条件を踏まえ、他の利用者に危険を及ぼす行為や場所の占拠、拡声器等による必要以上の人工音の発生により、他の利用者の利用を妨げないように配慮するとともに、動植物の生育・生息状況に影響がないよう、実施者と調整を図る。

### (3) 利用にあたって遵守すべき指針等 ※詳細は後掲

- ・山陰海岸国立公園管理運営計画書（令和4年3月）
- ・日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例（平成21年4月）
- ・鳥取砂丘での砂丘スポーツ等の実施に関するガイドライン（平成27年9月）
- ・鳥取砂丘における撮影行為についてのマニュアル（平成22年3月）
- ・鳥取砂丘**特例**地域における催事等のガイドライン（平成16年4月）※特別保護地区内
- ・鳥取砂丘**特別**地域における催事等のガイドライン（平成17年7月）※特別地域内
- ・鳥取砂丘の滞在環境等の上質化に関する提言（令和2年4月 鳥取砂丘未来会議）

### (4) 天然記念物

鳥取砂丘は海岸砂丘として世界的に見ても大きな起伏を持つこと、風紋・砂簾・砂柱などの砂丘独特の地形、ハマゴウなどの植物群落を有することなど学術的に貴重であることが評価され、昭和30年に国の天然記念物に指定されている。

### 3. イベント等利用ガイドライン

#### (1) 対象行為と手続

想定される利用内容と手続きを以下に示す。**判断に困る場合は県庁緑豊かな自然課に相談すること。**

なお、一時的な利用ではない事業を目的とする利用については(4)に示す。

項目	対象行為	参考
自然公園法 <b>許可が必要</b> な利用	①活動に要する道具、テント、展示物、のぼり等の工作物、広告物の設置を伴うもの	・自然公園法上、「工作物の新築」、「広告物の設置」という。許可に係る審査基準を別添に示す。 ・別途、文化財保護法（鳥取市文化財課が相談窓口）の手続あり。
	②大人数での砂遊び等、広範囲で砂を掘ったり盛ったりする形状の変更を伴うもの	・自然公園法上、「土地の形状変更」という。
自然公園法 <b>許可を要しない</b> 利用	③自由使用（散策、工作物を設置しない活動、砂遊び、演奏、簡易テントの一時使用等）、砂丘スポーツ <b>【手続不要】</b>	・砂丘スポーツは安全な利用と砂丘条例等に係る啓発の取り組みを定めた「砂丘スポーツ等ガイドライン」に基づき実施している。
	④工作物の設置、土地の形状変更を伴うが、地域の活性化を目的とする自然を活用したイベント <b>【催事行為に関する届出必要】</b>	・「鳥取砂丘特別地域における催事等のガイドライン」参照。当ガイドラインに適合する企画であれば届出のみ必要で、自然公園法許可は不要。
	⑤写真撮影、ドローン使用 <b>【砂丘における撮影行為に関する届出必要】</b>	・「鳥取砂丘における撮影行為についてのマニュアル」参照。
規制される行為 <b>【禁止行為】</b>	⑥落書き、危険なボール投げ、花火、ゴミのポイ捨て、遊泳、危険な飛行	・砂丘条例により規制されている。
	⑦砂丘内でテント設営によるキャンプ、不快を与える拡声器等の人工音の使用	・管理計画書により規制されている。

#### ◆手続の要否（○必要、×不要）

	自然公園法 許可申請	催事ガイド ライン届出	文化財保護法 現状変更申請 ※天然記念物区域	撮影行為届出	土地使用の 了解
①道具・広告物の設置	○	×	○	×	○
②広範囲での砂遊び	○	×	○	×	○
③自由使用	×	×	×	×	×
④地域活性化イベント	×	○	○	×	○
⑤写真撮影・ドローン	×	×	×	○	×

#### (2) 利用条件

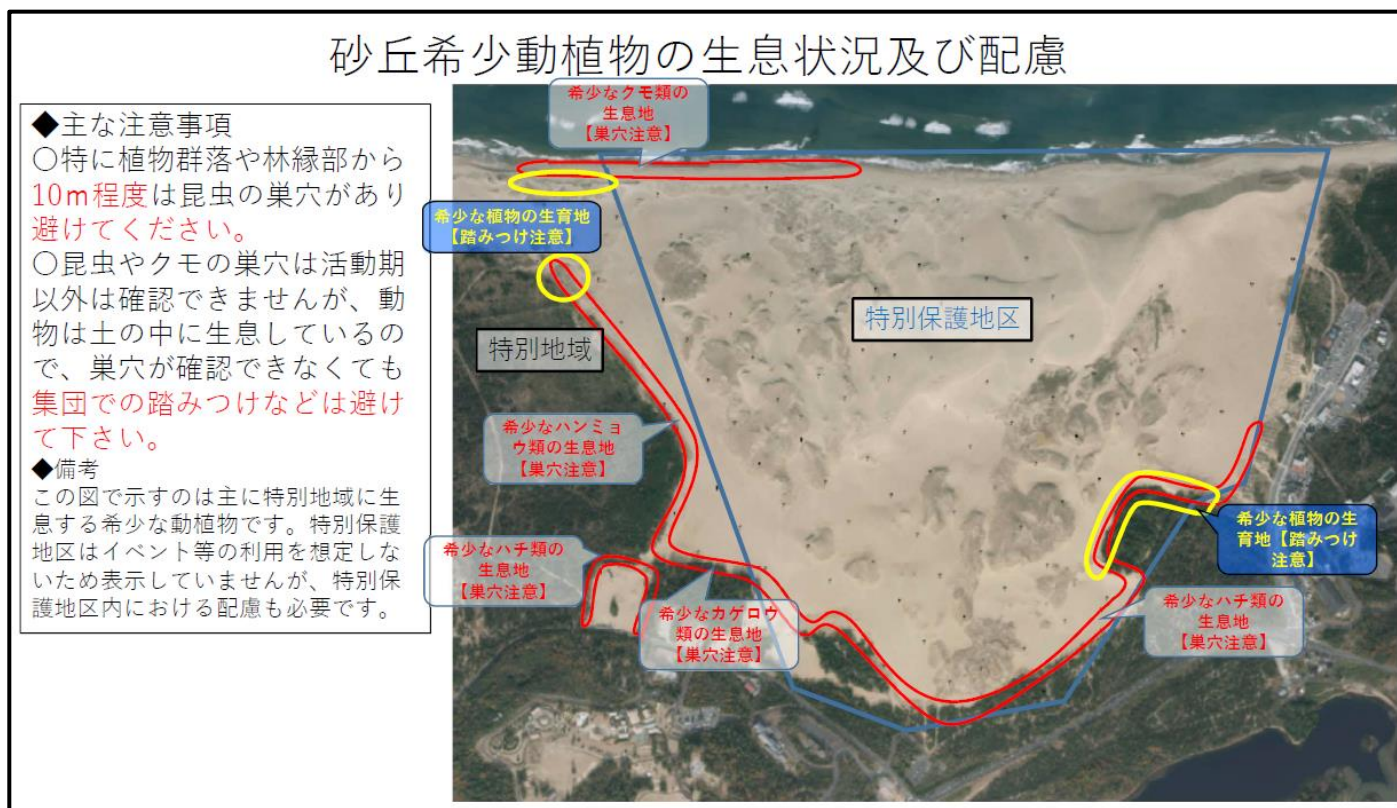
自然公園法許可が必要な利用については、別添に示す**許可基準**（例：工作物の新築）の他、以下に示す**利用条件**を遵守すること。これらの条件等は、国立公園特別地域内での実施に際し、**必要最小限の行為**として行うべきものとして設けるものである。また、許可を要しない利用についても同様の配慮を必要とする。

**なお、年間の全イベントの実施状況を踏まえ、砂丘の保全を念頭に利用条件を調整する場合がある。**



項目	利用条件	参考
目的	・ <b>本ガイドライン対象エリアで行う必要があること。</b>	対象エリア以外にも砂地はある。
場所	・ 特別保護地区及び隣接部では行わない。 ・ 砂丘動植物が生息する箇所（林縁部など）は回避する。 ・ 他の砂丘利用者の動線上とならないこと。	場所は最重要事項であり、専門家への確認を要す場合がある。 ※場所の検討には下記のガイドラインマップ（案）参照のこと。 また、専門家への確認について第4項参照
時期・時間	・ 制約はないが、夜間の実施は必要最小限とすること。 ・ 場所選定時の調整にもよる。	照明の使用は必要最小限とする。
期間	・ 制約はないが、短期間とする。	催事特例では2週間以内とされるが、多くの利用のためにはより短期とすべき。
規模	・ 工作物の新築、土地の形状変更とも1,000㎡以下を基本とする。	県権限による許可基準。1,000㎡を超える場合は環境省権限となる。
人数	・ 制約はない。 ・ 自由使用の内容でも、大規模集客イベント、学校行事等で大人数の利用が見込まれる場合は、県に相談すること。	

### ガイドラインマップ



### (3) 自然公園法に係る許可申請、文化財保護法に係る許可申請

#### ①相談窓口

鳥取県生活環境部緑豊かな自然課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 電話 0857-26-7200

#### ②自然公園法許可申請書の提出先

鳥取市経済観後部観光・ジオパーク推進課

〒680-8571 鳥取市幸町71番 電話 0857-30-8291

③自然公園法許可申請の流れ等

申請様式は緑豊かな自然課ホームページに掲載している。

④文化財保護法許可申請

自然公園法の許可を要する行為については、文化財保護法に係る現状変更許可申請が必要となる（法第125条第1項）。詳細は鳥取市文化財課に確認すること。

◆自然公園法許可申請の流れ

(1) フロー

	行為者（申請者）	市・町（受付窓口）	県	環境省
事前調整段階	(1) 事前相談 行為の概要が決まった時点で、まず御相談ください	→	(2) 事前指導 申請書の記載方法、地域の諸規制、審査基準の詳細などを御案内します ・鳥取市での行為 → 鳥取市（経済観光部観光・ジオパーク推進課） ・岩美町での行為 → 岩美町（商工観光課）	
	(3) 申請 事前指導を受けて作成した申請書・添付書類を提出します ・窓口：鳥取市又は岩美町 (書類に不備がある場合は、申請書の補正を要することがあります)	←	(審査基準の詳細に関するお問合せ先) ・県知事権限の行為 → 県（法定受託事務分） ・環境大臣権限の行為 → 環境省（法定受託事務以外）	
申請に対する処分段階		(4) 審査 書類の形式や内容の確認、現地調査など (申請書受理後、標準処理期間内に審査結果をお知らせします)		
		→	【標準処理期間：7日】	→
			↓	
	(6) 許可指令書受理、行為着手（許可以前に行為することはできません）	←	(5) 許可（県知事権限の行為）	↓
		←		(5) 許可（環境大臣権限の行為）

○普通地域における届出は、行為前30日までに行ってください。

○事前相談は、申請を円滑に処理するために行われるものです。

(2) 標準処理期間

申請書を関係市町へ提出してから、審査結果をお伝えするまでには、以下の処理期間を要します（書類に不備があった場合の補正の期間は含まれません）。

行為の種類	標準処理期間
県知事権限の行為	20日
環境大臣権限の行為	2～3か月

(3) 申請書・届出書の提出先

行為地の市町の担当課へ提出してください。

(4) 申請書・届出書の提出部数

区分	県知事権限	環境省	
		近畿地方環境事務所長権限	環境大臣権限
国立公園	3部	4部	5部

(市町村の控え分を含みます)

【別添】：自然公園法における工作物の新築に係る許可基準

(参考資料) 自然公園法施行規則第11条 (基準部分) 引用関係整理表		(注 ●印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。)				
項	行為の種類	号	基準の内容	適否		
第13項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築	本文	第1項第1号	設置期間が3年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。		
			第1項第6号	当該工作物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該工作物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。		
		第1号	第1項第2号	イ	特別保護地区、第1種特別地域又は海域公園地区	
				ロ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。)であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域	
				第1項第3号	当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
				第1項第4号	当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
			ただし書	イ	次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 ●イ 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築	
				ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築(申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)	
		第2号	ただし書	ハ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築	
				当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
			特殊な用途の工作物については、この限りでない。			

4. 専門家への相談等

(1) 県とイベント主催者の調整

自然公園法許可を要するイベントの場所選定において、県は利用者から事前相談を受け、必要に応じて県にて専門家へ確認し、その結果を利用者に示す。

(2) 専門家への確認

- ① 県は予め砂丘周辺の動植物生息マップを専門家の意見を踏まえ作成する。
- ② 県は年間イベントを定期的集計する。
  - ・「日本一のすなば」魅力まるごと事業の審査会開催前(毎年2月頃)
  - ・鳥取砂丘特別地域における催事等に係る計画書作成時(毎年4月頃)
- ③ 県は集計結果を踏まえ、実施における留意点を専門家へ確認する。
- ④ 事前集計できないイベントのうち、実施箇所が生息域に及ぶ可能性があるものについては、必要に応じて専門家へ確認する。

5. 県休憩舎、こどもの国駐車場の使用

砂丘に隣接する休憩舎やこどもの国駐車場(第2,3,4)は県の公有財産であり、開放時は自由使用であるが、占用して利用する場合は使用許可が必要となる。使用許可の基準の1つとして、「国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用又は公共用に供するために必要と認められるとき。」に適合する必要がある。なお、休憩舎は冬季(12月中旬から3月中旬まで)の終日及び冬季以外の夜間は閉鎖している。

① 県休憩舎に係る相談窓口

鳥取県生活環境部緑豊かな自然課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 電話 0857-26-7200

② こどもの国駐車場に係る相談窓口

鳥取県子育て・人材局子育て王国課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 電話 0857-26-7573

## 6. 関係指針等

### ○山陰海岸国立公園管理運営計画書（令和4年3月）

本管理運営計画は、地域の実情に即した国立公園管理運営業務の一層の徹底を図るとともに、地域の多様な関係者と国立公園の目指すべき姿や将来目標、国立公園の保護と利用の推進すべき方向性について共通認識を持ち、国立公園の管理運営を協働により進めていくことで、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的としている。

### ○日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例（平成21年4月）

この条例は、鳥取砂丘の保全と再生について、基本理念を定め、県及び砂丘利用者の責務を明らかにするとともに、鳥取砂丘の保全と再生に関する施策の基本となる事項を定めることにより、適切な利用を増進しつつ、様々な人々の協働による総合的な取組を推進し、もって鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくことを目的とする。

【禁止行為】落書き、花火、ゴミ捨て、遊泳、模型飛行機等

### ○鳥取砂丘での砂丘スポーツ等の実施に関するガイドライン（平成27年9月）

鳥取砂丘では、従来からスカイスportsやサンドボードなどのSports活動が安全に実施されてきているところであるが、観光客の更なる安全と砂丘を利用したSports活動との共存を図りながら、条例を適切に運用し、スカイスportsを始めとするアクティビティの発展を通じた更なる魅力向上と価値の向上につなげるためのもの。

【砂丘スポーツ等】パラグライダー、ハングライダー、サンドボード、模型飛行機等（ドローン含む）等

### ○鳥取砂丘における撮影行為についてのマニュアル（平成22年3月）

【対象行為】テレビや雑誌等の業務に伴う撮影行為、手持ちの小道具を用いる撮影行為、自然公園法の規則に係る撮影機材を用いる撮影行為、ドローンによる撮影行為等

### ○鳥取砂丘特別地域における催事等のガイドライン（平成16年4月）※特別保護地区内

鳥取砂丘の国立公園特別保護地区内では、工作物の設置等に全国一律の厳格な規制が適用され催事等の実施はきわめて困難であったが、砂丘の特性を踏まえ平成16年から許可基準の特例が定められた。

【会員】鳥取県観光戦略課長、緑豊かな自然課長、鳥取市観光ジオパーク推進課長

【顧問】環境省浦富自然保護官事務所自然保護官、鳥取砂丘未来会議調査研究会会長

### ○鳥取砂丘特別地域における催事等のガイドライン（平成17年7月）※特別地域内

鳥取砂丘の国立公園第2種特別地域内で、県民の財産である鳥取砂丘の景観の維持並びに動植物への重大な支障を及ぼすことがないように、催事等の適切な実施を促すことによって、鳥取砂丘の保護及び更なる利用の促進を図ることを目的とする。

【会員】鳥取県緑豊かな自然課長、鳥取市観光ジオパーク推進課長、鳥取市観光コンベンション協会会長、鳥取砂丘と東部広域観光を考える100人会事務局長、自然公園財団鳥取支部所長

### ○鳥取砂丘の滞在環境等の上質化に関する提言（令和2年4月 鳥取砂丘未来会議）抜粋

#### 提言6 来訪者への環境啓発

来訪者には、鳥取砂丘の優れた自然環境を次世代へと確実に引き継ぐための行動について、理解・協力を求めます。来訪者への啓発は、法令の整備、施設等の整備、鳥取砂丘の価値や魅力を来訪者に伝える人材育成など、物的、人的の両面での対応が必要です。このため、関係行政機関においては、環境啓発に向けた物的、人的支援を要請します。

#### 提言8 鳥取砂丘を実地とする実証実験や調査研究の普及

鳥取砂丘は、近年、宇宙分野に関する実証実験で実地に選ばれました。また、過去の気候変動の解明に関する調査研究などでも利用が進んでいます。このことから、企業や大学における実証実験や調査研究の実地として、今後、ますます、鳥取砂丘の利用が普及し、その成果が、鳥取砂丘の保全と利活用に還元されるよう依頼します。

## 7. その他

(1) 関係機関は以下のとおりとする。

- ①鳥取県生活環境部緑豊かな自然課
- ②鳥取市経済観光部観光・ジオパーク推進課
- ③環境省浦富自然保護官事務所
- ④山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター

(2) このガイドラインは、令和4年4月1日より施行する。